

東京国税局

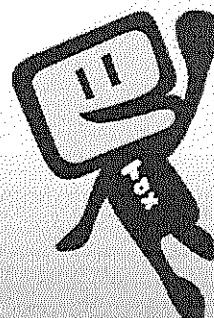
法人課税課速報（審理関係）

令和7年11月 第18号

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
保存年限等	暦2028年12月末

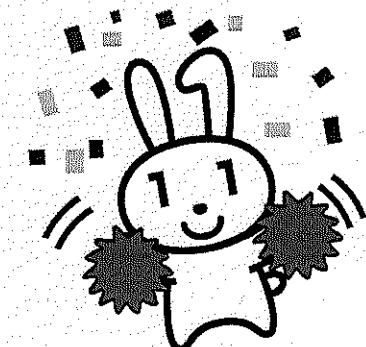
申告書審理のチェックポイント

～申告書審理して、申告書審理して、申告書審理してまいります。～



イータ君～。何が好き？

チョコミントよりも「申告書審理」！



審1 泊

目次

1	(別表二) 同族会社等の判定	1
2	(別表三 (一) · (一) 付表一) 留保金課税	2
3	(別表六 (十) · (十一)) 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	3
4	(別表六 (十五)) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	4
5	(別表六 (二十四) · (二十四) 付表一) 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	5
6	(別表八 (一)) 受取配当等の益金不算入	6
7	(別表十三 (五)) 特定資産の買換えの圧縮記帳	7
8	(別表十五) 交際費等の損金不算入	8
9	(別表十六 (二)) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算	9
10	(役員給与等の内訳書) 役員給与	10

(注) 各頁の「要注意」の表示は、特に誤りの多い項目です。

1 同族会社等の判定

同族会社にならない法人

- 協同組合、医療法人、相互会社など
が添付していないか。

- 分母の数又は金額から自己の株式又は出資を控除しているか（貸借対照表又は株式資本等変動計算書で確認する。）。

- 分母の数又は金額から自己の株式又は出資を控除しているか（貸借対照表又は株式資本等変動計算書で確認する。）。

株主等の記載に誤りはないか

- 名義株は実際の権利者のものとして取り扱っているか。
- その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を判定基準となる株主等から除いているか。
- 株主等のグルーピングに当たっては、持株の最も多い株主等から選定するのではなく、そのグループの持株が最も多くなるように選定しているか。

- 名義株は実際の権利者のものとして取り扱っているか。
 - その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を判定基準となる株主等から除いているか。
 - 株主等のグルーピングに当たっては、持株の最も多い株主等から選定するのではなく、そのグループの持株が最も多くなるように選定しているか。

同族関係者の範囲は正しいか

- 同族関係者とは次の者をいうが、これらの者の持株についても記載されているか。
 - ① 株主等の親族
 - ② 株主等と内縁関係にある者
 - ③ 個人株主等の使用人
 - ④ その他個人株主等から受ける金銭等で生計を維持している者
 - ⑤ ②～④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
 - ⑥ 株主等と①～⑤に掲げる者が有する株式の持株割合が50%超となる会社等

- 同族関係者とは次の者をいうが、これらの者の持株についても記載されているか。
 - ① 株主等の親族
 - ② 株主等と内縁関係にある者
 - ③ 個人株主等の使用人
 - ④ その他個人株主等から受ける金銭等で生計を維持している者
 - ⑤ ②～④に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
 - ⑥ 株主等と①～⑤に掲げる者が有する株式の持株割合が50%超となる会社等

同族会社等の判定に関する明細書		事業年度	・	法人名	
同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1 内	特定期	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額	11 %
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2	定	株式数等による判定 (11) (1)	12 %
	株式数等による判定 (2) (1)	3 内	同族会社	(22)の上位1順位の議決権の数 (13) (4)	13 %
	期末現在の議決権の総数	4	会社	議決権の数による判定 (14)	14 %
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数	5	の	(21)の社員の1人及びその同族間係者の合計人数のうち最も多い数	15 %
	議決権の数による判定 (5) (4)	6	判	社員の数による判定 (15) (7)	16 %
	期末現在の社員の総数	7	定	特定同族会社の判定割合 (うち最も高い割合)	17 %
	社員の3人以下及びこれらの同族間係者の合計人数のうち最も多い数	8	判定結果	特定同族会社の判定割合 (うち最も高い割合)	18 同族会社
	社員の数による判定 (8) (7)	9	判定結果	特定同族会社の判定割合 (うち最も高い割合)	19 同族会社
	同族会社の判定割合 (①、⑥又は⑨のうち最も高い割合)	10			非同族会社
判定基準となる株主等の株式数等の明細					
順位	判定基準となる株主(社員)及び同族間係者	判定基準となる株主等との統括	株式数又は出資の金額等	支配金社でない他の株主等	その他の株主等
株式数等 議決権数	住所又は所在地 氏名又は法人名		19	20	21
		本人			22
要注意 大法人の100%子法人等が適用できない 中小企業向け特例措置					
右上に記載した「特定同族会社の判定」の①又は②に該当する場合には、特定同族会社の留保金課税不適用の対象外となるが、その他に以下の中小企業向け特例措置が不適用となる。					
年800万円以下の所得に対する軽減税率 (中小企業者等の法人税率の特例) 貸倒引当金繰入額の損金算入 (貸倒引当金の法定繰入率の適用) 交際費等の損金不算入額の計算における定額控除 欠損金の繰戻し還付の停止措置の不適用 欠損金の控除限度額の縮減の不適用					

令和7年4月1日以後終了事業年度分

特定同族会社の判定

- 事業年度終了の時の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である場合は、次のような場合を除いて、特定同族会社とはならない（「11」欄から「17」欄までの記載は不要）。

特定同族会社の判定が必要となる場合

- ① 一の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある場合
- ② 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合

要注意

留保金課税の適用罷りはないか

- 50%超の場合は、別表3(1)で留保金課税の適用を検討しているか。

判定結果は正しいか

- 「17」欄 > 50% ⇒ 特定同族会社
 - 「17」欄 ≤ 50%
かつ
「10」欄 > 50% ⇒ 同族会社
 - 「10」欄 ≤ 50% ⇒ 非同族会社
 - 法人株主については、その法人の株主構成を確認し、特定同族会社の判定をして記載されているか。

- 合名会社、合資会社又は合同会社以外の法人は記載しない。

2 留保金課税

令和7年4月1日以後終了事業年度分

適用法人に誤りはないか

- 被支配会社に該当する場合で、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人か。
- 被支配会社に該当する場合、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、次のような場合に該当するときは、留保金課税の適用がある。
 - ① 一大の法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある場合
 - ② 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合
- 協同組合、医療法人、相互会社などを対象とし

- 1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載するが、「21」欄で切り捨てた1,000円未満の端数よりも多いときは、切り上げた金額を記載しているか。

- 別表4で「収用換地等の場合の所得の特別控除額」の処理を「その他流出」とせず、「減算留保」とすることにより、留保所得金額が過少になつていなか。

- マイナスの場合は零と
しているか。
 - 留保所得金額から控除
すべき法人税額は、所得
税額控除後の金額になっ
ているか。

事 業 度		法 人 名	
業 税 金 領 に 済 や う 沢 動 の 計 算			
基 本 保 金	指	額	
年 3,000 万 円 以 上 及 下 の 金 額 (1)又は1,050万円 ((1)-(2))	の 10 % 相 当 額 ((1)-(2))	5	
4,3,000万円相当額を超過する場合 (1)-(2)又は1,050万円 ((1)-(2))	の 15 % 相 当 額 ((1)-(2))	6	
年 1 乗 附 保 金 を 超える 金 額 ((2)-(1)-(2))	の 20 % 相 当 額 ((2)-(1)-(2))	7	
計 (2) (1)+(2)+(3)	600	計 (5)+(6)+(7)	8
業 税 金 領 の 計 算			
留 保 金 領 (積立金の合計)	1	留 保 金 領 (積立金の合計)	1
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	2	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	2
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	3	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	3
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	4	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	4
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	5	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	5
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	6	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	6
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	7	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	7
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	8	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	8
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	9	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	9
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	10	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	10
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	11	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	11
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	12	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	12
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	13	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	13
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	14	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	14
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	15	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	15
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	16	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	16
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	17	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	17
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	18	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	18
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	19	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	19
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	20	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	20
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	21	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	21
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	22	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	22
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	23	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	23
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	24	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	24
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	25	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	25
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	26	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	26
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	27	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	27
被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	28	被 承 諾 金 領 (被承諾金の合計)	28

○ 1か月未満の端数
は切り上げているか。

- マイナスの場合は零としているか。
- 住民税額の計算の基礎となる法人税額は、所得税額控除前の金額になっているか。

- 前期の「11」欄
(当期末配当等の
額)と同額か。

当期未監査等の項

- その支払に係る決議の日がその支払に係る基準日の属する事業年度終了の日の翌日からその基準日の属する事業年度に係る決算の確定の日までの期間内にあるものを記載しているか(株主資本等変動計算書の注記等で確認する。)。

第Ⅳ章 同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書		当年度	法人名
資本	期初資本をの前又は出資金の額	円	清算法上の預り某市商法控除額 (別表二(一)付表二(17))
益	同上との25%相当額	円	前年の法人の株式又は山口の実質的同一性に おける株式額から減算される金額 (別表八(三)(13)の合計額)
金	開古利益積立金額 (別表五(一)の①) - (別表二(一)の⑩))	円	新規な控除費は直近の新規な控除費の特別 控除額 (別表十(三)(4))
額	期初合計額により増加した利益積立金額	円	对外貿易運送手数料の日本船籍による収入 金額に係る所得の金額の支拂い人額 (別表十(四)(20))
損	新規分割型会社等により減少した利益 積立金額	円	对外貿易運送手数料の日本船籍による収入 金額に係る所得の金額の支拂い人額 (別表十(四)(21)又は(22))
の	期末利益積立金額 (③) + (④) - ⑤	円	特許権等の権利等による所得の特別控除額 (別表十(六)(12))
資	積立金基準額 (②) - ⑥	円	被認定法人又は国家戦略特別区域における 指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)(5)又は別表十二(10))
本	額	円	普通の認定法人又は日本税務特別区域にお ける指定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)(6)又は別表十二(11))
額	2,000万円× 10%	円	被認定法人の場合は被特別控除額 (別表十(六)(22) + (17) + (22) + (17) + (22))
所	所得金額 (別表四(32)(①))	円	被定年高勤続として特別新規特別控除金額 の既存の取扱をした場合の特別控除入額 (別表十(七)(1))
得	子連絡合会による掛替支等の収益利潤 又は取扱損失額 (別表四(38))	円	被定年高勤続として特別新規特別控除金額 の既存の取扱をした場合の特別控除入額 (別表十(七)(18) + (20))
の	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)から適応法人間配当等の額 に係る金額を除いた金額)	円	内需用の売却による所得の特別控除額 (別表八(八)(22))
資	国外子会社等から受けた剰余金の配当等の 益金不算入額 (別表八(二)(26) + (別表七(一)の⑦)の 合計)	円	超過利息額の損金算入額 (別表十七(二)(10))
金	受贈益の益金不算入額 (別表四(16))	円	譲渡対象金額等の益金算入額 (別表十七(一)(22) + (別表十七(一)の ⑨)の合計) + (別表十七(三)(四)(11))
の	法人監査の検査会計(監査及び中間納付 額に係る付金を除く) (別表八(1) + (別表四(7))	円	所得等の金額 (9) - (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) - (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31)
計	中間申告における繰返しによる還付による 支拂い損失控除額の益金算入額 (別表四(37))	円	所得基準額 (32) × 40%
算	清算法人の所得基準額加算額 (別表三(一)付表二(13))	円	留保控除額 (7)、又は(33)のいずれか多い金額

○ 「6」欄がマイナスの場合は「2」欄の金額に「6」欄の金額の正数金額を加算した金額としているか

○ 「7」欄の金額がマイナスとなる場合は、零と記載しているか。

- 1か月未満の端数は切り上げているか?

所得総合算の計算

- 受取配当等の益金
不算入額など、別表
4の「社外流出」欄
に「※」を付してい
る金額が移記されて
いるか。



3 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

令和7年4月1日以後終了事業年度分

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	:	法人名
試験研究費の額		円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12)又は5.12)	
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)			13	
<input type="checkbox"/> 特許申請費など試験研究を行うために要する費用以外のものを試験研究費の額に含めていないか。 <input type="checkbox"/> 試験研究費に充てるために他の者から受けた補助金等を試験研究費の額から控除しているか（「収益、雑損失等の内訳書」を確認）。			整 前 法 人 税 額 別表「2」又は別表「の二」「2」若しくは「13」	
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)		4	今 年 度 和 算 年 度 (7)	14
比較試験研究費の額 (別表六(十一)「5」)		5	當 年 度 (7) > 12 % の 場 合	15 0.35
増減試験研究費の額 (1) - (5)		6	適用対象法人	
増減試験研究費割合 (6) (5)		7	<input type="checkbox"/> 背色申告法人か。 <input type="checkbox"/> 中小企業者又は農業協同組合等か。	
平均売上 (別表六(十))				
試験研究費割合の計算 (1) (8)				
税額控除割合の計算 (9) > 10 % の場合の ((9) - $\frac{10}{100}$) (0.1を超える場合)				
税額控除 (10) + (10) × (小数点以下3位未満 (0.17を超える場合は0.17)				
<適用対象法人の留意事項> <input type="checkbox"/> 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人（※1）が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1（又は複数の大規模法人がその3分の2）以上を所有している場合には、中小企業者には該当しない。 ※1 ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人		<ul style="list-style-type: none"> ・ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人超の法人 ・ 一大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係のある法人 ・ 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人 		
<input type="checkbox"/> 適用除外事業者（※2）に該当する法人は中小企業者から除かれる。 ※2 基準年度（当該事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度）の所得金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じた金額が15億円超の法人				

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書		半業年度	法人名
比較試験研究費の額の計算			
事業年度	試験研究費の額	当期の月数 (1)の半業年度の月数	改定試験研究費の額 (2) × (3)
1	2	3	4
調査対象年度	：	円	○ 試験研究費の額が発生していない事業年度も記載しているか。記載している場合、当該事業年度も調整対象年度数にカウントしての比較試験研究費「5」欄を計算しているか。
	：	円	
	：	円	
	：	円	
	：	円	
	：	円	
計			○ 申告調整額を加減算した金額となっているか。
比較試験研究費の額の和 (4)の計 ÷ [調整対象年度数]		5	
平均売上金額の計算			
事業年度	売上金額	当期の月数 (6)の半業年度の月数	改定売上金額 (7) × (8)
6	7	8	9
売上調整年度	：	円	○ 売上金額以外の金額を記載していないか。 ※ 「2」欄の試験研究費の額を記載している誤りや営業外収益を含めている誤りがある。
	：	円	
	：	円	
	：	円	
	：	円	
	：	円	
当期			○ 当期の売上金額を記載しているか。
平均売上金額 (9)の計 ÷ [1 + 売上調整年度数]			○ 当期分の「1」を足して計算しているか。

4 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

令和7年4月1日以後終了事業年度分

要注意

適用対象法人

- 赤色申告法人か。
- 特定中小企業者等（農業協同組合等、商店街振興組合又は資本金等が3,000万円以下の中小企業者）か。

<適用対象法人の留意事項>

- 資本金が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人（P3の※1参照）が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1（又は複数の大規模法人がその3分の2）以上を所有している場合には、中小企業者には該当しない。
- 適用除外事業者（P3の※2参照）に該当する法人は中小企業者から除外される。

- 平成10.6.1～令和9.3.31の期間内に取得し、国内にある特定中小企業者等の営む指定事業の用に供しているか（海外で使用しているものについては適用がない。）。

- 修正申告の場合、修正申告後の法人税額を基礎として計算した税額基準額を限度としているか。

- 税額控除が法人税額の20%相当額を超えていないか。
- 20%の税額控除の枠は、①当期の取得分②繰越分の順で充当されているか。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名	別表六十五 令七 四 以 後 終 了 事 業 年 度 分
事 業 種 目	1			
資 料 類	2			
設 備 の 種 類 又 は 区 分	3			
細 目	4			
取 得 年 月 日	5	・	・	
分 指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	6	・	・	
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	
得 法 人 税 法 上 の 原 価 額 立 金 計 上 額	8			
差 引 改 定 取 得 価 額	9			
法人税額の特別控除額の計算				
取 得 価 額 の 合 計 額 (9)の合計)	10	円	前 期 期 税 額 控 除 限 度 額 (10) × $\frac{7}{100}$	17 差引当期税額基準額控除額 (13) - (14) - (別表六(一)(三)(18))
税 額 控 除 限 度 額 (10) × $\frac{7}{100}$	11		繰 越 税 額 控 除 限 度 額 (23)の計)	18
調 整 前 法 人 税 額 →(12)又は別表六(一)(三)若しくは(13)	12		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19
当 期 税 額 基 準 額 例 →(12) × $\frac{20}{100}$	13		調整前法人税額控除額 (別表六(六)「8の①」)	20
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (11)と(13)のうち少ない金額)	14		当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (19) - (20)	21
分 調 整 前 法 人 税 額 超 過 額 (別表六(六)「8の②」)	15		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (16) + (21)	22
当 期 税 額 控 除 額 (14) - (15)	16			
翌期繰越税額控除限度超過額の計算				
事 業 年 度	前 期 税 額 控 除 限 度 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	当 期 控 除 可 能 額	翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 (23) - (24)	外
・	23	円	24	円
・				
計			(19)	
当 期 分	(11)		(14)	外
合 計				
機械装置等の概要				

要注意

適用対象資産

- 医療用機器（超音波診断装置、人工腎臓装置、CTスキャナ装置、歯科診療用椅子など）を対象資産としていないか。
- 貨物運送用小型自動車（自動車車検証の「自動車の種別」が小型のもの）を対象資産としているか（自動車登録番号（ナンバー）「4」又は「6」のものは適用できない。例：品川 400 あ1111）。
- 器具及び備品を対象としていないか。



措法第42条の6第1項各号（特定機械装置等）の取得（注1）価額要件等

区分	対象設備の範囲
機械及び装置 (注2)	1台又は1基の取得価額が160万円以上
測定工具及び検査工具 (電気又は電子を利用するものを含む)	1台又は1基の取得価額が120万円以上 同一種類の複数設備の取得価額 (の合計額)が120万円以上(注3)
ソフトウェア (注4)	一つのソフトウェアの取得価額 (の合計額)が70万円以上
車両及び運搬具	貨物運送用の普通自動車 (市面総重量3.5トン以上)
船舶	内航運送業及び内航船舶貨渡業用の船舶 (注5)

(注)

- 1 所有権移転外リース取引に係る契約による取得を含む。
- 2 令和5年4月1日以後に取得等するものについては、コインランドリー業（法人の主要な事業である場合を除く。）の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。
- 3 1台又は1基の取得価額が30万円以上の資産に限る。
- 4 システム仕様書等も含み、サーバー用のオペレーティングシステム等を除く（ISO/IEC15408に基づき評価及び認証をされたサーバー用オペレーティングシステム等は適用対象。）。
- 5 令和5年4月1日以後に取得等するものについては、総トン数が500トン以上の船舶にあっては、一定の要件を満たすもの。

- 当期前1年以内に開始した事業年度に発生したものか。
- 控除税額の繰越額は誤っていないか。

5 中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

令和7年4月1日以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		年度	法人名	別表六(二十四)	給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書	年度	法人名	別表六(二十四付表一)
要注意 ○ 前期の雇用者給与等支給額（前期の別表6(24)「4」欄）と一致しているか。				令七・四・一以後終了事業年度分	雇用者給与等支給額及び別表六(二十四)による給与等支給額 内国雇用者に対する給与等の支給額 (1) (2) + (3) (マイナスの場合は0)		雇用者給与等支給額及び別表六(二十四)による給与等支給額 内国雇用者に対する給与等の支給額 (1) (2) + (3) (マイナスの場合は0)	
要注意 適用対象法人 ○ 青色申告法人か。 ○ 中小企業者又は農業協同組合等か。								
○ 資本金が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人（P3の※1参照）が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1（又は複数の大規模法人がその3分の2）以上を所有している場合には、中小企業者には該当しない。								
○ 適用除外事業者（P3の※2参照）に該当する法人は、中小企業者から除外される。								
<適用対象法人の留意事項> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資本金が1億円以下の法人であっても、同一の大規模法人（P3の※1参照）が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1（又は複数の大規模法人がその3分の2）以上を所有している場合には、中小企業者には該当しない。 ○ 適用除外事業者（P3の※2参照）に該当する法人は、中小企業者から除外される。 								
○ 「31」欄の上乗せ要件 雇用者給与等支給増加割合（7欄）が2.5%以上か。								
○ 「32」欄の上乗せ要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育訓練費増加割合（18欄）が5%以上か。 ・ 雇用者給与等支給額比教育訓練費割合（19欄）が0.05%以上か。 								
○ 「33」欄の上乗せ要件 同上のうち当期課税控除可能額（(10)と(4)のうち少ない金額）(10)と(4)のうち少ない金額								
○ 「34」欄の上乗せ要件 雇用者給与等支給額比教育訓練費割合（(10)と(4)のうち少ない金額）								
○ 「35」欄の上乗せ要件 税引控除対象雇用者給与等支給額増加額（(20) - (21)）(マイナスの場合は0)								
○ 「36」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「37」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「38」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「39」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「40」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「41」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「42」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「43」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「44」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「45」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「46」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「47」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「48」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「49」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「50」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「51」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「52」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「53」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「54」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「55」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「56」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「57」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「58」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「59」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「60」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「61」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「62」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「63」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「64」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「65」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「66」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「67」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「68」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「69」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「70」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「71」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「72」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「73」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「74」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「75」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「76」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「77」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「78」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「79」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「80」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「81」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「82」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「83」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「84」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「85」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「86」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「87」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「88」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「89」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「90」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「91」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「92」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「93」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「94」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「95」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「96」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「97」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「98」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「99」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「100」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「101」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「102」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「103」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「104」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「105」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「106」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「107」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「108」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「109」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「110」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「111」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「112」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「113」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「114」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「115」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「116」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「117」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「118」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「119」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「120」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「121」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「122」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「123」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「124」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「125」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「126」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「127」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「128」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「129」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「130」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「131」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「132」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「133」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「134」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「135」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「136」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「137」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「138」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「139」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「140」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「141」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「142」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「143」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「144」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「145」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「146」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「147」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「148」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「149」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「150」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「151」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「152」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「153」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「154」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「155」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「156」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「157」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「158」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「159」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「160」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「161」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「162」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「163」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「164」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「165」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「166」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「167」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「168」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「169」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「170」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「171」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「172」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「173」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「174」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「175」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「176」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「177」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「178」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「179」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「180」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「181」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「182」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「183」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「184」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「185」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「186」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「187」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「188」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「189」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「190」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「191」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「192」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「193」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「194」欄の上乗せ要件 同上								
○ 「195」欄の上乗せ要件 同上						</		

6 受取配当等の益金不算入

令和7年4月1日以後終了事業年度分

株式等の区分（株式保有割合）	益金不算入割合
完全子法人株式等（100%）	100%
関連法人株式等 (1/3超～100%未満)	100% ※ 支払利子等の額 を控除した後の額
その他株式等（5%超～1/3以下） ※ 上場株式等は通常非支配目 的株式等に該当する。	50%
非支配目的株式等（5%以下）	20%

要注意 株式等の区分（保有
に誤りはないか）

- 「その他株式等」の欄に上場企業の記載がある場合、保有割合を必ず確認する。
 - 完全支配関係がある他の法人を含めた持株割合で判定する。
(令和4年4月1日以後開始事業年度)。

〈次のものを含めているか〉

- 手形の割引料
 - 資産の取得価額に含めた利子及び繰延資産として経理した利子

<次のものを含めていないか>

- 売上割引料
 - 信用保証協会への保証料
(注) 利子税又は地方税の延滞金は含めないことができる。

受取配当等の益金不算入に関する明細書		事業年度	・	・	法人名	別表八(一)
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1	円	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4	円	令七 四・
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2	受取配当等の益金不算入額 (1) + (2) - (20の計) + (3) × 50% + (4) × 20% 又は 40%	5			
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3					
受取配当等の額の明細						
完全子法人名	6					計
本店の所在地	7					
受取配当等の額の計算期間	8	・	・	・	・	
受取配当等の額	9	円	円	円	円	円
法人名	10					
本店の所在地	11					
受取配当等の額の計算期間	12	・	・	・	・	計
保有割合	13					
受取配当等の額	14	円	円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	15					
益金不算入の対象となる金額	16					
(14) - (15)						
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一) 付表「13」が「持株」の場合 (16) × 0.04	17					
(16) (16の計)	18					
支払利子等の10%相当額 ((38) × 0.1)又は(別表八(一)付表 「14」)) × (18)	19	円	円	円	円	円
受取配当等の額から控除する支払利子等の額 (19)又は(19)	20					
法人名	21					計
本店の所在地	22					
保有割合	23					
受取配当等の額	24	円	円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	25					
益金不算入の対象となる金額 (24) - (25)	26					
法人名又は銘柄	27					
本店の所在地	28					
配当日等	29	・	・	・	・	
保有割合	30					
受取配当等の額	31	円	円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	32					
益金不算入の対象となる金額 (31) - (32)	33					
支払利子等の額の明細						
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算	34	34	34	34	34	34
当期に支払う利子等の額	35	円	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の三)(10)	37	円	令第 19条 第2項 の規 定によ る支 払利 子控 除額 の計 算
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、 対外純資本利子等の益金不算入額又は恒久的施設に係 せられるべき資本に對応する負債の利子の損金不算入 額	36		支払利子等の額の合計額 (35) - (36) + (37)	38		
(別表十七(一)の35と別表十七(二)の39)のうち多い額、 (別表十七(一)の35と別表十七(二)の34)と別表十七(二)の39)のうち多い額)						

○ 別表3(1)付表1の「11」欄及び別表4の「14」欄(総額及び減算《社外流出》)に移記されているか。



第十一章 受取回収率の会計

- 対象にならない次のものを受取配当等の金額に含めていないか。

 (外国名(例えば、アルファベットやカタカナ表記であるもの)、海外に関連する名称が付されているもの(例えば、新興国株関係のもの)等、信託財産を主として外貨建資産等に運用していると想定されるものは要注意)

・公社債投資信託の収益の分配金、証券投資信託の収益の分配金、外国法人（外国子会社からの配当等は別表8(2)に記載する。）・公益法人等からの配当、協同組合等の事業分量配当金、特定目的会社からの配当、保険会社の契約者配当金、社債の利子、匿名組合の分配金など

- 証券投資信託の収益の分配金は、全額が益金算入となるのに益金不算入の対象としていないか。

7 特定資産の買換えの圧縮記帳

令和7年4月1日以後終了事業年度分

- 譲渡資産の譲渡年月日及び取得資産の取得年月日がいずれも令和6年4月1日以後である場合、「特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書」が提出されているか。

- 棚卸資産、機械及び装置、無形固定資産、借家権等を対象としていないか。

適用要件

- 適用を受けようとする各号の譲渡資産と買換資産に該当しているか。
 - 所在地からみてどうか。
 - 添付証明書からみてどうか。

- 長期所有の土地等に係る措置(3号)について、
 - 買換資産のうち土地等の範囲が事務所等の特定施設(福利厚生施設に該当するものを除く。)の敷地の用に供されるもの(その特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。)又は駐車場の用に供されるもの(一定のやむを得ない事情があるものに限る。)であるか。

要注意

かつ

- ② 取得した土地等の面積は300平方メートル以上になっているか(「20」欄)。

- 所在地等に関し必要な証明書は添付されているか。

- 圧縮基礎取得価額(「25」又は「28」欄)に差益割合及び圧縮割合を乗じて計算しているか。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書		事業年度	法人名	別表十三回
譲渡した建物の面積	12			
譲渡年月日	13			
買取年月日	14			
譲渡した土地等の面積	15	万メートル	万メートル	万メートル
譲渡年月日	16	円	円	円
買取年月日	17	円	円	円
買換資産が不動産であり戻税の用に供される場合の仕組、税務上の取扱い等の用に供される場合の仕組、税務上の取扱い等の用に供される場合の仕組	18	円	円	円
買換資産が不動産であり戻税の用に供される場合の仕組、税務上の取扱い等の用に供される場合の仕組	19	円	円	円
譲り受けた上地等の面積	20	万メートル	万メートル	万メートル
(16) × (20) - (21)	21	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	22	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	23	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	24	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	25	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	26	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	27	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	28	円	円	円
買換資産のうち買換の条件の対応となるない面積	29	円	円	円
(25)又は(28)×(11)×100	30	円	円	円
不動産取扱料	31	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	32	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	33	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	34	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	35	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	36	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	37	円	円	円
特別勘定に算入しない金額	38	円	円	円
その他なうなる事項				

- 譲渡した土地の上の建物等を取り壊した場合、その建物等の帳簿価額及び取扱費用を譲渡に要した経費の額に含めているか。
- あっせん手数料、謝礼等の経費を譲渡に要した経費の額に含めているか(「雑益・雑損失等の内訳書」からも検討する。)。



- 買換資産のうちに土地等がある場合に、適用区分ごとに計算したその土地等の面積が、譲渡した土地等の面積の5倍相当の面積を超えるときに、その超える部分の面積を「21」欄に記載しているか。

「21」欄 = 「20」欄 - 「5」欄 × 5倍

- 同一の号の買換資産が2以上ある場合は、譲渡対価の額を順次買換資産の取得価額に達するまで充てているか。

- 買換資産の取得に充てた特別勘定の金額は益金の額に算入しているか。
- 取得指定期間(通常は譲渡事業年度の翌期首から1年)を経過するものを益金の額に算入しているか。

8 交際費等の損金不算入

令和7年4月1日以後終了事業年度分

定額控除限度額

- 定額控除限度額は正しいか（中小法人等以外の法人が記載していないか）。
(注) 期末資本金（出資金）の額が1億円以下であっても次のような場合は、中小法人等に該当せず、定額控除限度額は0円となる。
 - ・ 一の大法人（資本金（出資金）の額が5億円以上ある法人等）による完全支配関係がある場合
 - ・ 完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合

＜期末資本金（出資金）の額＞

1億円超・・・0円

1億円以下（上記（注））

・・・ 800万円×当期の月数(注)／12

(注) 1か月未満の端数は切り上げる

- 資本若しくは出資を有しない法人又は公益法人等は以下の金額が期末資本金等とされる。

法人等の区分	期末資本金等とされる金額
資本又は出資を有しない法人	(総資産の帳簿価額 - 総負債) の帳簿価額を当期収支差額(注) × 60% … A
公益法人等 人格のない社団等	期末資本又は出資の金額 × <u>収益事業に係る資産の価額</u> 期末総資產価額
公益法人等又は人格のない社団等で資本又は出資を有しない法人	A × <u>収益事業に係る資産の価額</u> 期末総資產価額

(注) 貸借対照表に当期利益が計上されている場合には、その金額を控除し、当期の欠損金額が計上されている場合には、その金額を加算する。

要法考

- 持分の定めのない医療法人について、「資本又は出資を有しない法人」の区分により期末資本金等とされる金額を計算しているか。

- 別表4の「8」欄(総額及び加算《社外流出》)に移記されているか。

- 損益計算書の交際費勘定の金額と一致しているか。

- 接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）であって、その飲食費であることにつき帳簿書類に次の事項を記載し明らかにされているものをいう。

- ① その飲食等のあった年月日
 ② その飲食等に参加した得意先、仕入先
 その他事業に関係のある者等の氏名又は
 名称及びその関係

- ③ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地

(注) 店舗を有しないことその他の理由によりその名称又は所在地が明らかではない場合には、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が記載事項となる。

- #### ④ その他飲食費であることを明らかにするために必要な事項



9 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算

- 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、耐用年数省令別表第七の「償却率」を適用しているか。

- 平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得した減価償却資産について、耐用年数省令別表第九の「償却率」、「保証率」、「改定償却率」を適用しているか。
 - 平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産について、耐用年数省令別表第十の「償却率」、「保証率」、「改定償却率」を適用しているか。

- 特別償却を適用している場合に、特別償却の付表の添付はあるか。

令和7年4月1日以後終了事業年度分

二要法

建物等の取得時期に応じた償却方法

- 建物（平成10年4月1日以後取得）の償却方法が旧定率法となっていないか。

建物の取得時期	届出をした法人	届出をしなかった法人
平成10年3月31日以前	旧定額法又は旧定率法のうち届け出た方法	旧定率法
平成10年4月1日以後～ 平成19年3月31日以前		旧定額法（届出を要しない）
平成19年4月1日以後		定額法（届出を要しない）

- 建物附属設備及び構築物（平成28年4月1日以後取得）の償却方法が定率法となっていないか。

- 固定資産償却明細等で取得年月日を確認し、
 嘱託方法が正しく採用されているかチェック
 する

資産名	取得年月日	取得価額(円)	償却方法	当期末却額(円)
建物(事務所)	平10年3月1日	12,000,000円	旧定率法	400,000円
建物(倉庫)	平10年4月1日	9,500,000円	旧定率法	300,000円

(正) 旧定額法

- 事業年度の中途において事業の用に供した減価償却資産について、その償却限度額を月数あん分によって計算しているか。

※ 調整前償却額（「26」欄）を償却保証額（「28」欄）と比較する際には、あん分前の金額による。

10 役員給与

役員給与等の内訳書

役員給与等の内訳									
役職名	氏名	性別と年齢	役員給与計	左の内訳 化加入雇用の外				退職給与	
担当業務	住所		使用者職務分	定期報酬	事前確定届出給与	賞賛手当	その他		
取締役	H	長男	常勤 非常勤	5,000,000	4,200,000			800,000	
取締役	S	次男	常勤 非常勤	4,200,000	3,600,000	600,000			
常務部長	M	長女	常勤 非常勤	4,000,000	2,000,000	2,000,000			

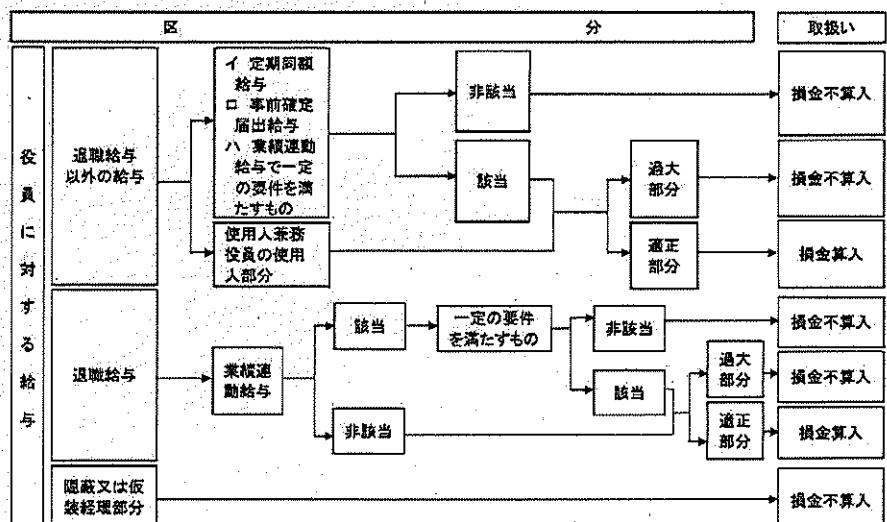
要注意

- 決算書に記載されている役員給与の金額を確認する。
- 別表4で加算しているか。
- 使用人兼務役員に該当するか（別表2を確認）。
- 「事前確定届出給与に関する届出書」に記載の金額と一致しているか。

使用者兼務役員になれる者となれない者の区分

区分	判定
社長、理事長、代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人	使用者兼務役員になれない
副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員	
合名会社、合資会社及び合同会社の業務を執行する社員	
取締役（委員会設置会社に限る。）、会計参与及び監査役並びに監事	
同族会社の特定役員	
上記以外の役員で、部長、課長、その他法人の使用人として職制上の地位を有し、かつ、常時使用人として職務に従事している者	使用者兼務役員になれる

○ 役員給与の区分



※ 債務の免除による利益その他の経済的利益を含む。



特定役員の要件（次の①ないし③の全てに該当する役員）（法令71①五）

- ① 次の株主グループのいずれかに属すること
 - ・第1順位が50%超である場合の第1グループ
 - ・第1及び第2順位を合計して初めて50%超となる場合の第1及び第2グループ
 - ・第1から第3順位を合計して初めて50%超となる場合の第1から第3グループ
- ② その役員の属するグループの所有割合が10%を超えていること
- ③ その役員（配偶者及びこれらの者の所有割合が50%超の会社を含む）の所有割合が5%を超えていること